

担 当	内 容
事務局（松田）	<p>1. 開会</p> <p>皆さん、こんにちは。本日は大変お寒い中、また、年末のご多用なところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。お時間となりましたので、これより、第5回板橋区史跡公園（仮称）整備構想委員会を開催いたします。本来、この回を10月末に開催する予定でお知らせしておりましたが、本日となってしまう大変申し訳なく、お詫び申し上げます。</p> <p>この回を開催するにあたりまして、会議録を作成するため、議事の内容を録音させていただきますので、あらかじめよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の傍聴者は今のところゼロですが、今後いらっしゃる可能性がございます。（仮称）整備構想委員会設置要項第6条の規定に基づき、もしいらした場合には、傍聴を認めるということでよろしいでしょうか。よろしいようです。</p> <p>それでは、議題に入る前に、資料の確認をさせていただきます。資料1、国史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」の指定について。資料2、専門部会委員へのヒアリング報告について。資料3、史跡等の保護と整備の概念。資料4、板橋区史跡公園（仮称）基本計画（案）についての意見書。資料5、板橋区史跡公園（仮称）基本計画（案）です。不足している資料等がございますか。もし、いらっしゃれば挙手をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これより田原委員長に進行をお願いいたします。</p>
田原委員長	<p>2. 報告・議事</p> <p>(1) 「陸軍板橋火薬製造所跡」の国史跡指定に関する告示について</p> <p>皆さま、ご苦労さまです。それでは次第に沿って進めてまいります。今日は副委員長の鈴木先生はご欠席です。</p> <p>報告・審議事項(1)「陸軍板橋火薬製造所跡」の国史跡指定に関する告示についてのご説明をお願いします。</p>
事務局（吉田）	<p>まず、本日の欠席の委員です。鈴木淳委員、鈴木一義委員、小野委員、吉村委員、萱場委員が、それぞれ所用でご欠席です。ご了解いただきたいと思います。</p> <p>それでは、ご説明いたします。資料1に官報のコピーがございます。平成29年10月13日付、官報（号外第223号）、下段の真ん中に、陸軍板橋陸軍火薬製造所跡、東京都板橋区加賀一丁目の三三五六番一二一のうち実測等々。この範囲が、10月13日付で国指定の史跡になったということです。以上です。</p>
田原委員長	<p>ありがとうございました。今のご説明について、質問等がありますでしょうか。</p>
田原委員長	<p>(2) 第5回・第6回の「施設整備専門部会」「施設利活用専門部会」合同会議の報告及び専門部会委員へのヒアリング報告について</p> <p>ないようでしたら、(2)にまいります。第5回・第6回の施設整備専門部会、施設利活用専門部会合同会議の報告及び専門部会委員へのヒアリング報告について、事務局からご報告をお願いします。</p>
事務局（水野）	<p>それでは資料2をご覧ください。</p> <p>まず、ヒアリング報告に入る前に、これまでの経緯を少しご報告いたします。本日開催さ</p>

れております史跡公園整備構想委員会は、前回は7月14日にございました。その後、8月4日に、まとめていただきました基本構想を、区長に提言を行っております。

その後、8月24日に、区議会、文教児童委員会へ基本構想の報告を行いました。その中で、区議会議員さんからは、「来場者が来場しやすい動線とか、施設整備をしてほしい」「技術の平和利用、平和について考えられるような展示を目指してほしい」などのご意見をいただきました。

その後、史跡公園の検討としましては、8月と9月に専門部会を2回開催しております。

10月、11月は、委員の先生方に直接ご意見を聞く期間とさせていただきます。全ての委員にお会いすることはできなかったのですが、その報告が資料になります。

専門部会での発言を含めて、ヒアリングの結果につきまして、抜粋してご報告いたします。報告は担当からいたします。

事務局（小林）

それでは、お手元の基本計画（案）資料5をご覧ください。こちらの基本計画（案）を作成するにあたりまして、8月28日の専門部会におきまして、たたき台をお示ししました。それを受けての各委員からのご意見を、一部抜粋してご説明いたします。

まず、11ページです。こちらには、加賀地区の歴史的変遷過程を載せております。委員の方から、「昭和時代の戦後から平成までの歴史過程が飛躍して抜け落ちている」「理研の土地取得の歴史も入れるべきだ」というご意見をいただきましたので、このようなかたちにいたしました。

こちらの基本計画（案）は、各章立てにはなっているのですが、「第6章の個別計画へのつながりが弱い」というご指摘を受けております。

基本計画全体で、基本構想で持ち出しました「憩う・学ぶ・創るをどう位置付けるかが重要である」というご意見もいただいております。

公園内の現状ですが、42ページをご覧ください。こちらでは、修景に関する計画で、「伐採・抜根の現状はどうなっているのか」「分かりやすい画像を使用してほしい」というご意見をいただいております。「憩う・学ぶ・創るの「創る」を重視していただいて、ヒアリングもぜひ頻繁に行ってほしい」というご意見もいただいております。理研については、「最先端の技術もよいのですが、そこでしかできない体験ができれば子どもの関心を高めるのではないか」というご意見もいただいております。

続いて、第6回の専門部会になります。こちらは、平成29年9月25日に開催いたしました。前回の専門部会のご意見を踏まえ、修正をかけ、改善しているところです。その中には、「憩う・学ぶ・創るが、具体的に各エリアでどう展開されているのか整理の仕方を検討してほしい」「公園全体で何をするのかを、体験を中心にもっと具体的にブレイクダウンするべきである」というご意見をいただいております。

こちらにつきましては、32ページ、33ページをご覧ください。委員の意見を受けまして、利用者の体験例示、見学のモデルコースを、こちらに記載しております。全体的に建物中心の説明になっていますので、「理研の多目的広場についてなど、利用者目線で内容を補充していくことが重要だと考えられる」というご意見もいただいております。

2つの専門部会の各委員の先生方にヒアリングを行いましたので、資料2で説明いたします。

1枚目は、鈴木一義委員にいただいたご意見です。現在、日本では近代化遺産の保存方針

が明確化されていないため、当史跡でも現状維持を基本とした整備が重要になるだろう。また、理化学研究所以前に現存する建造物は文化財として高い価値が認められるため、現状維持を重視した整備が必要である。加賀公園エリアにつきましては、下屋敷時代の大名庭園のとしての性格を尊重して、整備するとよいのではないかと。

鈴木淳先生からもご意見をいただいています。基本計画等の策定期間については、やや期間を延ばしても悪くはないと考えている。火薬製造所エリアの建造物を利用して設置する常設展示についても、ご意見をいただいております。火薬製造所や周辺地域の空襲の被害の差など、歴史的事実を淡々と示し平和について考える機会を与える展示をすべきだ。火薬製造所と地域とのつながりを示して、歴史として紹介する必要があるだろう、というご意見をいただいております。

理研のエリアにつきましては、湯川・朝永氏をはじめとした研究室を構えた点、宇宙線観測を実施した点、スパコンが設置された点など、歴史的価値があるため、文化財としての制約が多いというご意見をいただいております。

斉藤委員からいただいたご意見です。史跡公園のランドスケープについて、全体に一体感を持たせるように検討すべきだ。例えば、石神井川を挟んでのエリアが離れてしまっている点などは検討すべきだと感じている。また、歴史展示につきまして、歴史資料を的確に展示をするのはもちろんですけれども、映像技術等も用いて効果的に展開すべきであるというご意見をいただいております。

続いて2面に移ります。小野委員からのご意見です。基本計画の策定期間については足踏みをしている印象を与えないように配慮して、策定期間をやや延ばすことはやぶさかではないと思われる。また、理研のエリアの建造物に湯川・朝永氏などの研究室が置かれていた価値は大きい。その場所が現存している点に意味がある。そういったご意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

田原委員長

ありがとうございました。

私と波多野先生は、専門部会の委員ではないので、このへんの内容については誤解があるかもしれないのですが、区から基本計画（案）の前の段階のものを拝見して、いろいろ気になったことがあるので、僭越ながら意見書というかたちで書かせていただいて、資料4に付けていただきました。これは、後でまた見ていただければいいのですが、波多野先生、今の段階で、基本計画などについて何かありますか。専門部会には出ていらっしやらないということで、一言お願いします。

波多野委員

少し広範な話になってしまうかもしれませんが、僕はこれを拝見して、ずっと申し上げていることが全部吹っ飛んで、ちょっとまずいなと。板橋区だけではなく、北区も含めて広いエリアでこの施設が存在した部分をきちんとしなければいけないのに、最後のページに付いている案内には、いろいろなものが盛り込んであるだけで、何一つ説明がされていない。つまり、史跡の価値の説明の仕方として、もう少し大きな視野でやらなければいけないので、問題があると強く感じました。

田原委員長

私も、史跡についての捉え方を考えさせられたところがあります。今、下のロビーにきれいなプレゼンテーションがあります。史跡指定記念の広報をしていらして、非常にきれいなプレゼンだと思うのですが、あそこを見て分かるのは、史跡公園としての活用と、国指

定史跡としての保存の二本柱で構成されていることです。ところが、この基本計画からは全然そういうものが見えてこない。特に史跡に関しては、何が構成資産で、何を残していくべきかが全然見えてこないのです。

基本構想のときは、たぶん史跡公園について夢を語れば良かったのだと思いますけれども、基本計画となると、これから保存活用計画なりを進めていくときに、これが憲法と言ってもいいよりどころになるわけです。理念から、全てこれに明確に書かれていないといけません。

私は、たまたまその専門部会には出ていないので、第三者として読んだわけですが、第三者が明確にその内容をくみ取れるものにしておかないと、今後いろいろなところから矢が飛んできます。こういう仕事は、それを覚悟してやらないといけません。いろいろな方がいろいろなことを言ってきます。そのためには、基本計画をきちんとしたもので、板橋区として自信の持てるものをつくっておかないと、後で頓挫することになります。

今、事務局からお聞きしている範囲では、若干時間をかけてでも、ということをお聞きしていますので、私も生意気にあえて意見書を書かせていただいたのですが、そのへんをもう一度、皆さんで努力して、これから進めていくうえで、すぐに立ち戻れるような、国指定史跡として格調ある基本計画をつくらないといけません。

(3) 遺構の保存の考え方について

田原委員長
事務局（吉田）

それでは、審議事項に移ります。(3) 番の遺構の保存の考え方について、お願いします。

それでは、ご説明いたします。資料3です。先ほど、官報のほうでもお話をいたしましたし、また、波多野先生から今もいただいております、官報の裏に、マスコミ向けの速報を付けておまして、今回の史跡の本質的な価値を簡単にまとめているものです。

史跡板橋火薬製造所は、明治4年、明治9年に開業した官営工場である点と、今、波多野先生からございましたが、北区側には第一造兵廠がございまして、両区に陸軍関係の施設群が集まっていること。そして、板橋、あるいは東京北部にとりましては、工業・産業の礎となった場所である点でございます。

諸先生からございましたが、基本的には近代の史跡でございますので、戦前の部分での評価であります。

戦後になりますと、野口研、および理化学研究所が入ってきた。特に理化学研究所にしましては、湯川先生、朝永先生のそのままのお部屋、あるいはいろいろな設備が残っている部分があります。この世界的な物理学研究の中心的な場ということも加味していきたいということでございます。

2面に移りまして、繰り返しのようになりますが、最後のほうに、北区滝野川・王子、そして板橋は、明治末年から近代にかけて、日本の工業の先駆けになった場所でもあります。話題になっております、大砲製造所や、反射炉なども、滝野川につくられておりますので、それと併せたストーリー立てをしていくこととなります。最終的には、日本近代工業の発祥地とも言える、東京北部最大規模の旧陸軍関係の近代施設が残っている。そのような近代化の遺産、あるいは、史跡を都市部において保存できる貴重な場所であるということで、史跡になっております。

それを踏まえまして、今後、田原先生からございました、具体的な整備を保存活用計画に

結び付けていく基本的ルールが、資料3となります。史跡等の保護と整備の概念と書いてあるところです。

これは、文化庁で出しておりますガイドラインに伴いまして、史跡を保存・活用していく流れになります。右側下の、61ページと書いてあるところに概念図がございます。史跡等を保護するうえでは、史跡等の保存と活用が2つの柱になっている。保存に関しましては、さまざまな現状変更等の法的措置等々、行政機能的な措置や、美術的な措置を伴いながら保存をしていくというルールになります。

併せて、公開になりますと、史跡の公開のみならず、必要であれば諸施設を設置していく。運営方法も加味しながら、最終的な史跡等の保存・保護に結び付けていかなければなりません。

その保存と活用の関係です。非常に字が小さくて申し訳ないのですが、60ページ、史跡等の保護・保存・活用です。上から5行目くらいのところです。文化財の「保護」が文化財の「保存」と「活用」の2つの側面から成り、「保存」と「活用」は相互に補完し合うものであり、「保存」だけ、あるいは「活用」だけが突出しても難しい。基本的には、そのバランスを取りながら保存をしていくことが書いてあります。

2番の史跡等の保存は、2段落目、史跡等の「保存」に関する幅広い調査、あるいは研究の成果を基本といたしまして、先ほどの一覧にもありましたように、法的、行政的、技術的分野に及ぶものであるということです。特に1番が史跡のところを述べているのですけれども、現状変更の許可が今後出てまいります。

2番目の部分は、土地の公有化を図ることです。現在の理化学研究所は、公社で買っておりますが、旧野口研究所のほうも、ゆくゆくは公有化を図っていきます。

3番目のあたりから、周知の問題が出てまいります。標識や、説明板、あるいは覆屋等の施設の設定、防火体制についての検討が必要になります。

この3つの要素の関連を持ちまして、史跡等の保存が成されていきます。そのうえで、史跡等の活用で右側に移ります。右側のページのさらに右側の段落です。史跡等についても適切に「公開」し「活用」することが求められている。2段落目で、史跡等の「活用」には来訪者に対して史跡等を適切に「公開」することをはじめ、来訪者が史跡等の空間において快適に過ごし、歴史および文化を学ぶことができるように諸施設の設定を行う。そして、公開・活用に関する企画を立案、宣伝、学習のための教材の作成等々の準備を行うことになります。

裏に移っていただきますと、史跡等の運営および史跡等を核とするまちづくり・地域づくりをはじめ、これらに関わる地域連携の促進および市民活動への支援等の施策が考えられる。史跡等の設備整備、事業および活用事業の過程においては、このようなことも念頭に入れながら進めていく視点が極めて重要だということです。

基本計画も諸先生からいただいておりますが、このような流れできちんと保存と活用のバランスを取りながら、史跡等の保護を進めていく。今後、具体化を進めていきます。

以上です。

田原委員長

ありがとうございました。この精神を今回の史跡公園の中で、どう個別にうたい込んでいくかが、一番大きなスタートだと思うのです。それがたぶん今はできていないのです。それをきちんとやらなければいけないと思います。

曳家についても、ご説明をお願いします。

事務局（吉田）
田原委員長

曳家に関しましては、後で併せて説明させていただきます。

保存と活用は、なかなか難しい話ですが、グローバルな世界遺産を中心とする国際的な保存理念の中で一番重要なのは、歴史を偽造しないことです。勝手につくり変えない。変えだすときりがいい。なかったようなお城を建てるなど、そういうことをしだすときりがいいわけでは。ですから、歴史を偽造しない。そのためには、各時代の歴史を正直に残していくことです。ある時代だけを特化して残すのではなく、各時代の歴史を客観的にきちんと評価して、残していく。

今、曳家というお話をしました。史跡においては、特に構成要素を移動しないことです。土地と一体となって、初めてそこに正しい歴史が残るわけですから、ある建物がほかの土地に行ってしまったら、歴史を偽造したことになります。

もう1点は、復元というのもよく出てきますけれども、復元は、あくまでも例外的な措置で、史跡を客観的に理解していただくために、どうしても必要な場合は復元もあり得るけれども、一切推測は入れない。信憑性のある資料があるときのみ、復元は許されます。これは、世界遺産でも、今の文化財行政でも、基本とすべき考え方なのです。

そういう意味で、この曳家がどういう経緯で決まって、なぜこの委員会に諮られなかったかということをご説明ください。

事務局（吉田）

それでは、曳家に関しまして先にご説明いたします。

実はこの委員会が発足したのが、ちょうど1年前の平成28年11月18日の段階です。それをさかのぼること1年半の平成27年5月の段階で、まだ旭化成不動産レジデンス株式会社の間で、どこの土地が残されるのかという交渉を、この委員会も含めまして、ずっと交渉していた流れがございます。

敷地のある程度の拡張提示が平成27年5月に出されまして、その後、敷地が広がった経緯もありますが、現状残っております銃器庫、さらに今回、曳家をいたしました、爆薬製造実験室の一部が貴重な建物、施設であるということもございまして、敷地内に残そうという流れがございました。

平成27年7月以降、業者等々との見積もりなどを取りはじめる中で、平成27年10月には、いろいろな議題が検討会でも上がってきたところでした。その後、旭化成との間で、基本合意書などが取り交わされ、併せて文化庁等々にも相談をしました。そして、報告書の中に、爆薬製造実験室の主要施設であります、爆薬製造棟を移転し、保存し、遺跡の理解に資することをうたっております。

併せて、委員会の発足する前に、実は鈴木淳先生とも確認いたしました。残念ながら、その間に諮るような公式な委員会がございませんでした。具申の方と、この曳家の流れが一体となって動いたところもありました。国の史跡の文化庁への具申の中にも、敷地内に移設される予定の爆薬製造実験室の一部という表現で、こちらに既に移設するかたちで、意見具申書を出しております。

その後、鈴木先生から先日ご質問をいただいたのは、いつ方向が変わるようになったのだろうかということでした。鈴木先生との間でも、時程も含めて確認いたしましたところ、確かに諮る機関がないこともあり、そのような流れになったということでした。

ただし、今後、史跡の整備委員会が始まりますので、そのときには、これまでの経緯をきちんと取りまとめてくださいというご意見をいただいております。それが事務局から出され

まして、また先生方からのご意見を加えて、その経緯もきちんと記録として残すようにというご意見をいただいております。

田原委員長

史跡の曳家に関しましては、時間的な経緯、あるいは具申の流れの中で判断いたしました。今いただいている基本計画案で、36ページを開くと、突然曳家の写真と位置移動の図が出てくる。こういう入れ方をしたら駄目なのです。

今のお話のように、今までそういう経緯があるのであれば、補足資料として、基本計画の最後に参考資料として付けていただいて、本編から曳家の話は抜いていただいたほうがいいと思います。これを第三者が見たときに、なぜ突然曳家かという話が必ず出てきます。

今まで正当なプロセスで決められてきたのであれば、補足資料としてきちんと入れていただくべきでしょう。

(4) 今後の基本計画（案）策定の進め方について

田原委員長

それでは次に、(3)と(4)は同じような流れだと思いますが、基本計画の案の進め方ということよろしいでしょうか。

事務局（水野）

それでは、資料4になります。板橋区史跡公園（仮称）基本計画（案）についての意見書です。こちらは、先ほど田原委員長からお話がありましたけれども、11月27日に先生からいただいたものです。

この中では、基本計画（案）を会議に諮って、承認を行うレベルではないということから、疑問点や課題などについて列記していただいております。全文を読み上げませんが、概要についてお話しさせていただければと思います。

まず課題1のところです。全体会議での指摘事項の検討が成されていないというご指摘です。その下のところには、近代産業遺産の保存活用の「保存」とは何かを明確にすべきというご意見。そして、史跡における建物の移動、曳家は不可。産業遺産の価値とは、元に戻すことであり、復元ではない。発掘調査の計画について説明がされていないということです。

保存活用の保存につきましては、先ほど文化庁の資料を基にご説明いたしまして、今後計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。曳家につきましては、今、説明させていただいたとおり、日程、マンション、会が立ち上がっていないいろいろな制約の中で行ってきたところですので、そのへんについても、先ほどご指示がありましたとおり、先生のご意向に沿うように再編集していきたいと思っております。

課題2は、専門部会合同会議での指摘事項についてです。委員の皆さまからの意見の中には、曳家について、本来委員会に諮る事項ではないかというご意見がありました。実験室の曳家については、どのようなプロセスを踏まえて計画し、実行されてきたのかというところ。このへんは、今、説明させていただいたとおりです。

課題3です。基本理念が希薄であり、過去の調査の実績が反映されていないというご指摘です。こちらにつきましては、波多野委員を団長とし、鈴木一義委員、鈴木淳委員も参加された調査団によりまして、報告書が発刊されています。それが基本計画（案）には全く活かされていないというご指摘です。今回提出された基本計画（案）については、全体構成から見直す必要があるという、ご提言をいただいております。

右面にまいりまして、以上のことを踏まえて、提言をいただいております。上から5行くらいの後半です。十分な時間とエネルギーをかけて、今後の設計、管理運営の具体的計画を

確実にリードできる基本計画を作成すべきであり、そのためには体制づくりが重要で、強力なワーキングチームを立ち上げていくことが必要だと考えます、というご意見です。

この体制とスケジュールの案を事務局から提示して、議論を十分に行える会議としていただくよう希望しますというご意見を、田原委員長からいただきました。

こちらにつきましては、課題、提言をいろいろいただきました。曳家の件などについては、今ご説明しましたが、事務局としては、総じて重く受け止めているところです。基本計画(案)の構成の見直しにつきましても、前向きに検討していきたいと考えております。

特に提言の十分な時間をかけて計画を策定すべきだという部分です。前段のヒアリング報告の中でもお伝えしましたけれども、ほかの多くの委員からも同様のご意見を複数いただいております。ほかの自治体のこういった史跡の整備に関する事例から見ても、板橋区の場合、スケジュールが短く設定されているところもございます。そのへんも検討していきたいと思っております。

つきましては、ここでスケジュール、体制の案につきましては、専門部会の委員の先生、また、文化庁の意見も聞きながら、田原委員長と詰めていきたい。そういう意味、進め方で、事務局と田原委員長にお任せいただければと思っております。よろしければ、その方向性で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後の体制・スケジュールをお示しするタイミングは、できれば年明けの1月くらいに皆さまにお知らせしたいと考えております。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

資料4につきましては、以上です。

田原委員長

今後の話ですけれども、できるだけ早く体制やスケジュール案はお示しいただきたいです。私に一任と言われても、非常に荷が重いので、少なくとも副委員長の鈴木先生は史跡のほうのご専門ですので、その2人で検討して、必要であればほかの委員の方にも、今はメールの時代ですから、ご了解をいただく。そういうふうにしないと、なかなか難しいと思います。委員会自体を機能させるためにも、こうやって集まる時間は非常に大変なので、メールなり何なりで細かくご意見を伺いながらやっていくということです。取りあえずは、事務局と調整させていただいて、様子を見ていただくことになると思います。

次回の委員会は、1月を予定されているのですか。

事務局(水野)

今回は3月を予定しております。この案につきまして、皆さんにお示しをするのを、1月くらいをめどにしております。

田原委員長

そうしましたら、事務局側と調整をさせていただいて、そのへんのコンセンサスを得られるやり方はどうのが一番いいのか。今、非常に重要なポイントに来ていると思いますので、全体構成からきちんと積み上げないと難しいと思うのです。

1つの問題は、基本計画(案)が、実は全体会で今回初めて出ているわけです。なぜ、こういう項目になったのか、何を入れるべきか、というのは一切議論していないわけです。本来、委員会の役割というのは、そういうことを議論することにあるわけです。セレモニーで決めるためにあるわけではないのです。我々は決議機関ではないですから、あくまでもアドバイザーですので、むしろその前段の議論が非常に重要だと思います。

そういうことで、今後の体制を考える場合には、そのへんを勘案していただいて、できるだけ実質的な議論をして、いいものができるように。そういった観点から見直していただきたいと思います。フットワークよく、メール等でやっていければいいかなと思います。

3. その他

田原委員長
事務局（小林）

では次は、その他です。

続いて、その他のほうに移らせていただきます。

次回の日程調整について、会場の確保や、各種会議等の日程を勘案しまして、各委員のご予定をお聞きして、委員の方が一番多く出席いただける日を調整させていただきたいと考えております。今、お話も出ましたように、平成30年3月ごろに実施をしまして、追ってスケジュールの確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

また、冒頭でも報告させていただきましたけれども、10月13日に国史跡の指定を受けました。本日は12月18日から2月9日まで、本庁舎の1階ギャラリーモールで、国史跡への指定を記念した展覧会を行っていますので、お時間が許すかぎり、ご覧いただければと思います。

事務局からは以上になります。

田原委員長

ありがとうございました。

ちょっと今日は私がしゃべり過ぎた感があって反省しています。委員の皆さま、ほかにご意見がいろいろおありだと思いますから、ご発言を自由にお願いたします。

小林委員

私は今、板橋区文化団体連合会の会長で出ていますけれども、板橋区文化財保護審議会の会長です。通常、板橋で文化財を登録するときには教育委員会の方から諮問があって、私の会で答申をするのですが、この件については、ほとんど相談がなかったのです。波多野委員は入っていらっしゃるのですが、正式な話がないのです。

実際に文化財に登録するかしないかは、具体的なものを出さないといけません。史跡という言葉聞いて、みんな史跡になってしまうのですが、ここは具体的に、火薬製造所の跡、下屋敷の跡なのです。

全体の面積にすれば、火薬製造所は昔15万坪で、下屋敷は21万8000坪です。これから区が取得する公園の広さは、その1割にも満たないのではないですか。具体的に何が残っているかという、残っているものは、ほとんどないではないですか。ですから、見方を変えないと、これは史跡公園、史跡公園では、板橋区民は何ができるかがさっぱり分かりません。できれば、火薬製造所の跡、下屋敷の跡公園とか。

ただ、火薬製造所を使うと、軍艦島が問題になったように、また日本がたたかれてしまっただけではないから、それはあまり表に出さないようにすればいいと思うのです。板橋区で今まで、火薬製造所の価値は、近代工業のベースになっていることです。板橋は近代工業がすごく盛んなのです。それが本をただせば、火薬製造所が原点ではないかということなのです。

もう1つは、急に湯川秀樹のノーベル賞の話が出てきましたが、具体的に火薬製造所との連結ができない。湯川秀樹さんが出てきて、板橋にも偉い方がいるとみんな驚きますけれども、板橋にとって湯川秀樹は何だったのか。少なくとも、今まで板橋区の出している概説書等にはあまり出てきていないのです。ですから、そういうものをちゃんと整理しないとイケないと思います。

さっきのやりとりですが、結局、火薬製造所の跡と下屋敷の跡をどうするかで話を進めていかないと、何も見えてこないのではないかな。

私は、今まで200件以上の文化財を指定・登録をしていますけれども、その手順を踏まな
いで、国から来たから別枠でいく。結局、史跡というのは、面でなければいけません。遺構
が残っていることが大事なのです。ですから、どこまで、どれを取り出していいか。1割く
らいしか残っていない部分を、どうやって表現するかというのは、かなりつくっていかね
ければいけないと思うのです。

むしろ、どういう公園をつくるかという視点から、備えとして、火薬製造所、下屋敷があ
るよというかたちで、主体は公園というのはあまりにも抽象的です。これはなかなかすつと
いかないと思います。私はそう感じました。以上です。

事務局（水野）

それでは、事務局から少し補足させていただきます。

まず、名称につきましては、正式名称が陸軍板橋火薬製造所跡ですので、委員のおっしゃ
るとおり、オープンするときには区民の方に分かりやすい、別の愛称なりを付けてもいいと考
えているところです。こちらにつきましても、会に諮っていきたいと思っています。

ご指摘いただきました火薬製造所と下屋敷について、どのように表現していくのかとい
うところです。また面で捉えるというご意見もいただいたところです。こちらにつきましては、
本年の進め方ですと、保存活用計画を来年度やっていくところですので、そこに詳しく書い
ていく予定でした。そのへんを早めに取りかかって、どのように表現するのかをしっかりと案
をお示しして、ご意見をいただきながら、いいものをつくっていきたいと考えています。以
上です。

田原委員長
安達委員

ほかの委員の方から、今のお話に関連して何かございますか。

委員長さんは史跡という立場からお話をされたと思うのですが、区の方は、史跡公園です。
史跡だけではなく、地元の人たちも行かせるような公園にしたいというところで、元からず
れがあるのではないかという気がします。どちらを重点にするのかで、史跡とするならば、
さっき先生がおっしゃったようなことをきちんとなしと史跡にはならないわけです。嘘の
ものをつくってはいけません。でも、公園は嘘でもいい。あれば、区民が楽しめる。そうい
うところで、視点がずれたところで動いてしまうから、何かお互いにまとまらない気がするの
です。

そこで、本来なら史跡に置かなくてはならないわけでしょうけれども、予算の問題とかい
ろいろあると思うので、公園にするのか、史跡にするのか。史跡公園でいいのかは、よく分
からないですけれども、そのへんをきちんと整理して、本当の基本的な理念をはっきりさせ
てから積み上げていかないと、途中で何かおかしくなってしまうのではないかなという気が
いたします。それだけです。

田原委員長

まさに理念をいかにするかが、今抜けていると思うのです。私が申し上げたのは、基本構
想のときも史跡公園として、区民のためにどういう公園をつくるかがメインで議論されてい
ましたけれども、今、国の指定史跡として既に「文化財保護法」の下で、史跡になっている
わけです。

それはそれとして、現実クリアしていかないといけないという意味です。とにかく史跡
として、ちゃんと守ればいいだけではなくて、まさに今までに前例のない、史跡という文化
財でありながら区民が憩える公園をつくっていくという、非常に高いハードルを目指してい
るわけです。そのためには、それなりの理念が必要だということです。そのためには、時間
も必要だと、私は感じたことを申し上げました。

深山委員

今日、お話をお聞きしていて、私は一般区民として、この公園ができることを想像したときに、すぐ隣に旭化成の高層マンションができるというのは、すごく違和感を覚えてしょうがないのです。こういうことも、総合的にはもっと考えなくてはいけないという気がいたしました。

田原委員長

そこですね。まさにそういう全体の環境の中で、単に史跡だけが保存をされているのか。日本の都市づくりの抱えている問題ですが、まだまだそれが解決されない。

私がかつて関わった新橋停車場も、超高層ビルに囲まれた中に「小さなうち」みたいに復元されたのですが、果たしてあれでいいのかという思いがあります。現代の史跡として、もうちょっと全体の都市環境の中で、どうやって歴史を継承していくかを真剣に考えていかなければいけないと思っています。

今、お答えをいただけるかどうかは分かりませんが、旭化成の開発と、区のお考えをちょっとお聞かせください。

事務局（水野）

そうですね。隣がマンションで違和感があるというのは、今、おっしゃったように、確かに難しい面はあったのです。経緯を簡単にご説明いたします。

あそこの史跡公園の整備予定地ですけれども、まだ板橋区の土地ではございません。旭化成の土地になっています。そこを残してほしいということで、今、残してもらっている状況です。

経緯としましては、もともとは財務省の土地でした。そこが売却に出るということで、本来ですと旭化成不動産レジデンス株式会社が全部買い取って、大きいマンションを建てる計画でした。そこで板橋区が少し慌てて、史跡は残してほしいと、約半分くらいを残してもらうことで今話を進めてもらっているところです。旭化成としましては、区の意向については大変配慮をしてくれて、では半分は残しましょうということで調整をしているところです。ですので、隣にマンションが建ってしまうというのは、そういうストーリーの上、致し方なかったところです。

今後は、公園部分とマンションの境界については、公園と一体化は難しいのですが、公園整備に配慮したかたちで何かできないかということで、こちらからも要望は出しております。柔軟に対応していくという回答もいただいていますので、調整して、できるだけいいかたちで公園整備を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

田原委員長

この委員会では、我々第三者と、板橋区の委員の皆さまと一緒にすけれども、今お話があったような区としての文化財のプロセス、手続き論、あるいは区としての環境の問題とか、公園の位置付けとかは、直接事務局で、板橋区の委員の方にもっと細やかなヒアリングをしていただいて、納得していただかないと、これから進めていくうえでも非常に問題だと思います。

地元の方との調整は、こういう会でなくても、どんどんやっていただきたいと思います。お互いに同じ理解の下に進んでいけるように、ぜひしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。一番重要なのは、地元の方々の合意形成です。私は今、京都にいるわけで、よそから来て勝手なことを申し上げているので、地元の方々のご意見を十分に聞いていただきたいと思います。

塚田委員

地元なのですが、野口研究所の土地は、下は国有地で、野口研究所が借りて、上ものをつくった。野口研究所は建物自体が古い建物でやっていましたので、やっているときに中を見

せていただきましたけれども、結構伝統のある研究所でした。道路を隔てた向こう側に新しい建物をつくって、そのときに旭化成に売ったのです。

地元としては、野口研究所を買い取って、何とかしてくれという話は何回も出ていました。区役所は、先立つものがないので予算が取れないと。私どもは正式に具申したわけではないですが、そういう意見は今までもありました。

お金の問題とプロセスの問題等がきっと折衷化して、半分となったのではないかなと思います。半分になることで、高層マンションが建ってしまう。あちらの逆のほうには、大きいマンションが建っていますけれども、川を隔てた向こう側に理研の古い建物があって、そこはそこで、これからのやり方で、何とかやっていただくしかないと思うのです。

私も、2カ月ほど前に葦山の反射炉を見てきました。非常に分かりやすくて、お客さんもすごくたくさんいました。大きいバスも何台か来て、自家用車の広い駐車場がありました。映像を見ましたら、たくさんの中の1つですが、板橋区の文化局の協力も小さく出ていました。その中のコメントに、軍の施設として、板橋と滝野川がうんぬんと出ていました。

滝野川のほうが名前だけはよく聞いていましたけれども、どういうものがどうなっているかは分かりません。先ほど先生がおっしゃったように、そこらへんもつながるようにやると、例えば、葦山に行かれた方がちょっと興味を持って板橋に来てもらえるとか、逆もあり得ると。

野口研全部については、なかなか難しいのは地元では承知していますけれども、できたときにはちょっと残念なかたちにはなると思います。

もう1つ、私は地方自治の団体で勉強会に出ているのですが、できたばかりの遺跡公園は、初めはすごく来客が多いそうです。ところが、何年かたつと減ってしまう。葦山は今、人がたくさん来ていますが、富岡はかなり減っているという話も聞いています。そこらへんもきっと、専門の方々をご覧になってつくられると思いますけれども、何とかうまく軌道に乗って、ものがつくれるといいかなと思います。以上です。

田原委員長

コンセプトをもう一度きちんと組み上げるのと、いろいろな事例を情報として、今のお話のようにお示しできないと、委員会としては駄目だと思います。そのへんも適宜調整させていただきたいと思います。

まだまだ全体がぼやけている。言葉は悪いですが、どうもまだはっきりとルールが引けていないわけです。とにかく最初が肝心です。これは体験から申し上げますが、最初で結果は見えてしまいます。これはいい基本計画ができた、これだったらいけるというのができれば、後が楽になるはずです。だから、それをぜひみんなで協力して、つくり上げたいと思います。ほかの委員の方はどうでしょうか。

斉藤委員

資料2は、先のヒアリングに際して各先生方から出ましたご意見が出ておりますが、田原委員長からご提示のありました、全体コンセプトの基本という意味で、どうしたら史跡の活用と保存が共存できるのか、具体的なイメージがまだ十分にこの基本計画の中に表現し切れていない故に、委員の皆さんとの共有化ができていないのではと思います。

今、事例というお話もありましたが、こうした産業遺産の史跡の保存の仕方の事例で、まず保存はどこまでが保存なのかです。そして、お話が出ました復元や曳家の整理と、逆に活用は、どういうコンセプトでどこまで活用ができるのかです。区全域、またはもっと区を越えた広域に向けて、ここから発信する活用のあり方など、保存と活用の両方の具体的なイメ

ーがもうちょっとできて、それが共有できたときに、初めて基本計画として着地すると思います。そのへんの作業を、確かに私たちもご指導しきれなかったところがあるので、反省しております。

もう1つは、全体のエリアに一体として指定された加賀公園は一体何なのかということですが、この公園をどのような位置付けで、史跡として、保存するのか。今このまま放置して、うっそうとした樹木と、裸地の山で保存するので良いのかということです。

かぎられた計画地の中で、加賀公園の面積は相当大きいわけですが、時代や、そのときのもともとの意味が、加賀公園のところはどういう状態がベストな保存なのか、イメージの共有化ができていない。この計画案の中にも、加賀公園に展望小屋が、絵の中に描いてありますが、そういうものも本当につくっていいのかとか、もともとあった何かに由来したものなのかということも共有化することも必要だと思いました。

もう1点、この計画案の中で参考プランが幾つか出ています。史跡や由来に絡んだ展示、またはそれに関連する活用に、特化したものであればいいのですが、例えば、インキュベーションのための貸しラボの様な他で代用可能なものは、ここの中に必要はないと思います。あくまでも、来られた方たちにとって、この史跡が魅力的になるための機能や、それが次の時代にずっと継続してここに人が集まるための機能であればいいと思うのです。

そういうこともチェックしながら、もう1回短時間の中で再整理できたらいいと思いました。

大森委員

今のお話と関係するのですが、67 ページに旧理化学研究所の建物の活用ページがあります。右下のほうにせり上がって、区内ベンチャーや、技術者や研究者の研究室と書いてあるのです。これがインキュベーションというのか、貸しラボになるのかなというイメージなのですが、こうやってしまうと、恐らく一般の人は入らないです。みんな、たぶん自分の研究をやるので見せたくなくてクローズしてしまいます。この史跡の活用のイメージとはちょっと違うのかなと。

ここに入れるのであれば、ガラス張りや、誰でもふらっと入れて、見られるラボを協力してくれるベンチャーさんとか、デモルームで使うような活用しか、たぶんありません。ここで本格的な研究をやられてしまうと、タコソボとよく言うのですけれども、出てこなくなってしまうのです。ロビーに、懇談ができるお茶が飲めるフロアがあっても誰も出てこないので、他の施設などでは、無理やり第何何曜日に呼び出すという仕掛けをつくっているのですけれども、それでも何となくうまく行かないように見えてしまうのです。

この4部屋の中で、真ん中にコミュニケーションスペースがあるのですが、この部屋を貸しラボの1つとバーターして、ベンチャーラボの並びの真ん中に憩いの場所をつくってあげて、隣り合う3部屋の人がそこに自由に入出入りして、お茶を飲んでいながら「おまえは何をやっているのか」とか、そういう話ができたらつながるようなスペースにするとか、最低そういう仕掛けをしないと、これはあまり機能しないと思います。

それから、湯川先生の部屋はこれだと展示にするイメージだと思うのです。これは湯川先生の部屋として、展示の部屋を最低1つ残すことや、そこに行けば、主だった先生方の成果が分かるというのでも必要ですが、私が使っていたときには、湯川先生の部屋で実際に実験をしていたのです。湯川先生のものはなかったのですが、私の発明した技術の実験設備がありました。学生たちに、その部屋で教えて、実験をしている間に「実はこの部屋は湯川先

生の部屋だったんだよ」と言うと、なんか目の色が変わって、その部屋の使用頻度が上がりました。中には「ここは湯川先生が歩いた床ですよ」と床を触っていく学生がいました。

だから、動態保存というのか、使いながら展示をするファンクションが要るのではないかと思います。静止で、止まった状態で展示というのは、そこに行けば何でも分かるという意味ではいいのですけれども、あまり利活用にならないような気がします。やはり湯川先生がいた部屋で、仕事ができるとか、体験学習ができるようにしていったほうが、「湯川先生の部屋で実験ができたよ」と子どもたちが言ったら、みんな「そうか、じゃあ私も」となるのではないかと思います。

このへんは、先ほどの保存と活用も容易になると思いますので、もう少し練って、どういのが一番機能的なのかということと、この史跡公園が生きる、史跡公園ならではの使い方がもう少し具体化していくと、たぶん、先ほど話にあったような、だんだんお客さんが減ってきてしまうということがないようにできるのではないかと思います。今なら、そういう構想が練られる可能性はあります。

田原委員長

ありがとうございました。皆さんの議論で、かなり見えてきたのは、基本計画をすべてまとめて、次の年度で保存活用計画に入るのでは、どうも駄目ということです。保存活用計画を進めながら、基本計画をまずまとめて、細かいところを保存活用計画としてつくり上げないと、基本計画だけを作文しても、たぶん将来また変わってしまうことになる、そういうことかなと思います。

ですから、当初の区のご予定では、今年度中に基本計画を完成して、来年度から保存活用計画に入る。それはスケジュールとしてはきれいなのですけれども、たぶんそうはいかないというのが見えてきたのかなと思います。

そのへんも少しオーバーラップさせながら進めて、そのときにたぶん必要な人材もほかにまた出てくるかもしれませんので、フレキシブルに委員会が運営できるように対策も考えていただきたいと思います。

テーマが難しいだけに、全てが初めてのことになるかもしれませんが、よろしくお願いいいたします。

波多野委員

実は、今日は2時間の予定を取ってあった。ところが、今の状況では割合早く終わります。なぜだろう。実はそこに大きな問題がある。

つまり、基本計画を、区が熱い思いで1時間話してくれなければいけない。逆に言えば、みんなサポートしようという気持ちになる前に、もう1回読み直してからしか文句が言えない。本来、区はこういう指定で、これは保存に重点を置きますし、これは活用に重点を置きますと。「いや、それは違うじゃないか」と議論が始まるのに、活発な議論を。

つまり、例えば曳家に関しても、ご質問が出なければ流してしまおうと。そういうのではなく、これは今、曳家をしなければ残らなかった。それでも良かったのですかとすごんでくれれば、こちらの立場もずいぶん変わるだろうと。そのへんの情熱みたいなものが伝わってこない。

なぜ説明しないのだろう。せっきゃくこれだけの資料があるのだから、パワーポイントを用意してでも、きちんと説明すべきだというのがあります。

田原委員長

おっしゃるとおりで、思いが全然伝わってこないということですよ。それはなぜなのだろうと、一度みんなで考えないといけないのですが。

平塚委員	いいですか。先ほどからずっとお話を聞いていますと、行政の考えていることと、田原先生はじめ専門部会の方々の話し合いは、全然ないわけですか。
田原委員長	そうですね。それは足りないと思います、明らかに。
平塚委員	基本計画（案）が少なくとも出た時点ですから、我々委員が集まる時には、恐らく、話し合いの下にそれなりに出来上がったものを報告して下さるのかなと思っていたわけです。最初から聞いていると、全く話し合いをされていないみたいで、区はどういう方向に持っていきたいのかも見えていないのです。 あるところで聞くと、「できるわけないよ。予算ないのだから」と。取りあえず、方向性は聞きたい。これだけのお金をかけてやるのですから、何も考えないで始めるわけではないでしょう。
小林委員	こういう問題の前に、40年くらい前に西台のほうで、弥生時代の竪穴住居が出たのです。それから10年くらいは何ごともなかったのですが、議会で突如誰かが「あれを復元しろ」と言って、板橋区が公園を調査しました。それが、西台の2丁目7番の西台福寿公園です。竪穴住居をそのまま広げておいたら、雨が降って、太陽が出て崩れてしまうので、そこに屋根を付けて休憩所をつくって、その下に竪穴住居があるよということで、実際に今はその場所をきちんとやっています。 あるいは、サンシティに住宅ができたときに、たくさんの住居が出たのでけれども、1軒くらいはきちんと残そうということでやっています。その後マンションをつくって、ガラスケースをつくって、出た土器を何点かをそこに展示した。 板橋区も、保存と活用を兼ねた試行錯誤をしながらやっているのですけれども、今回はすごく規模が大きい。でも、基本的に考えれば、それを残すいろいろな方法があると思うのです。せっかくここまで持ってきた。少なくとも火薬製造所と下屋敷は板橋区にとっては非常に大きなウエートを持っていますから、何らかのかたちで、ここはただの公園ではないよと。そういう公園ができればいいと思います。 あまりにも、残っている遺構がばらばらで、弾道管が残って、これは火薬製造所で使った弾道管ですよといっても、「ああ、そう」で終わってしまう。しかし、立体的に弾道管があることで、この一体が火薬製造所だったというイメージが湧くと思うのです。そういう工夫をすればいいのですけれども、あまりにも専門的に細かくいじってしまっていますから。 それから、やはり加賀という町が付いていますから、下屋敷を無視することはできない。下屋敷と火薬製造所をうまくオーバーラップさせながら、公園ができていくといいと思うのです。火薬製造所、下屋敷もそれなりに今まで教育委員会で文化財のシリーズを出していますから、細かいデータや情報は、区民には届いている部分もあります。そういう意味で、区民が全く知らずに突如出てくるよりも、あの話が具体的になって、公園になっていくという期待感が持てる計画が進んでいくと一番いいと思っています。
事務局（水野）	先ほど平塚委員からいただいたお話について、確認をさせていただきます。こちらの基本計画（案）は、専門部会のほうでたたいて出てきたものです。専門部会につきましては、8月と9月の2回開催して、たたいてきたものです。 ただ、専門部会の委員さんは今日の会の委員でもあるのですが、残念ながらお三方ご欠席ということで、そのへんのお話が出てこなかったのも、ちょっと分かりづらかった点があると思います。

また、事務局としての熱い思いというお話を複数の方からいただきました。そのへんも、事務局でこのようにしたいというものを基本計画、保存活用計画を1つにしていく方向になるかと思いますが、その中でしっかりと打ち出していきたいと思います。そこにつきましても、委員の皆さまにお示しをして、そうではないというところはたたいていただいて、伸ばすところは伸ばしていただくプロセスを踏んでつくり上げていきますので、よろしくお願いいたします。

田原委員長

そのへんの理解が非常に難しいと思うのです。私の体験です。かつて私が事務局側でやっていたときには、サブ委員会と本委員会がありました。本委員会のほうは、先生方がお忙しいので年に数回で、ワーキング委員会のほうは毎月やる。

そこで、具体的な内容でワーキング委員会では実務者も含めてやるわけですが、その都度、本委員会の先生にご報告をしていました。大学や会社に伺って、後で異論が出ないように個々に説明をさせていただきました。そこで何か出たときには、次のワーキング委員会にそれをフィードバックして、皆さんが理解を深めたうえで、年に数回の本委員会にかけていきました。

手間はかかるのですが、それをやらないと駄目でしょう。突然、私や波多野先生とか、地区の委員に、これを急に見せられて、どうだと言われても、それは無理なのです。だから、それを踏まえて、ほとんどの人が、委員会が始まるまでには、この内容について理解をしている。それで初めて委員会が機能すると思います。

行政体としては対応できるのかどうかは分かりませんが、少なくとも直接出向かないまでも、メールできちんと報告するとか。僕は基本計画（案）の説明を一度東京で受けただけなのです。本来であれば、もっとちゃんと関係者全員の意見を聞いていただいて進めないといけない。今は、かなり乱暴なすすめ方をしておられると思うので、ちょっと僕も危惧しています。早急に調整してください。

たぶん、専門部会も、皆さんお忙しいので、実際に専門部会の委員の方が文章を書いていると思います。もう少し実質的に、委員が関われるやり方をしないと、本当にセレモニーで終わってしまいます。誰も責任を取らなくなってしまう。そこは、本当によく考えていただきたいと思います。

大森委員

先ほど熱い思いという話が出ましたので、ちょっと一言申し上げます。この理研の板橋分所は、内閣府が独法改革として、東京都内に持っている財産を可能であれば処分をする方向性が出されました。これは、実際に私が使っていたので、本来、何ら研究機能がないわけではなかったのですが、どうしても政府が上位ということもあって、できることなら移転をしてくれという話になった。

移転後は競売にかける予定でしたので、誰が買うかは到底分からないわけです。買った人によっては、湯川先生なり、理研が使っていたという歴史そのものがなくなっていたわけです。これを板橋区、あるいは現在は公社だと思えますけれども、手を挙げて取得する方向に動いてくれたことは、大きな功績だと私は思います。理研がここにいたという歴史を残してくれたということです。

ですから、板橋区も熱い思いをもっと、これは歴史を残したと自信を持っていただいて、さらにこれをもっとうまく活用して、世に知らしめるのだという思いを強く持って、堂々としていただいていると思います。

田原委員長 最終的に人を動かすのはたぶん、強い「思い」でしょう。皆さんの「思い」がどこまで込められた基本計画なり、保存活用計画書になるか。たぶん、それで勝負は決まります。後は、技術的に処理をしていけばいいだけだと思います。

4. 閉会

田原委員長 そういうことで、私のほうではちょっとまとめ切れないので、最後は、事務局からお願いします。

事務局（水野） 本日の案件につきましては、これで全て終了となります。皆さま方からご意見をいただいたところですが、繰り返しになりますけれど、今後のスケジュール、体制につきましては、事務局と田原委員で相談させていただきます。専門部会の鈴木淳先生をはじめとした委員さんのご意見や、文化庁の話聞きながら、案を練っていきたいと思います。案につきましては、年明け、できれば1月、遅くとも2月中くらいにはお示しして、ご意見をいただきます。

次回のこの会議は、3月を予定しております。日程につきましては、後日また調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。事務連絡は以上です。

田原委員長 ありがとうございます。では、今日は意見交換と今後へのご意見を伺う感じになりましたけれども、改めて事務局から正式な今後のスケジュールを送っていただくお願いをして、今日はこれで終わりたいと思います。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。